業務委託契約書

株式会社○○（以下「甲」という。）と株式会社✕✕（以下「乙」という。）は、〇年〇月〇日に以下の業務委託契約（以下「本契約」という）の締結に合意した。

第１条

甲は乙に対し、甲の販売する商品（以下「本商品」という。）に関する営業サポート業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条

　本件業務にかかる契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2　当該期間内においては、甲乙ともに正当な理由なく契約解除を申し入れることはできない。

3　契約期間の更新については、期間満了の〇日前までに甲乙で協議するものとする。

第3条

乙が甲から受諾する本件業務の内容は、次のとおりとする。

（１）○○○○に関する営業代行サービス

（２）・・・・

（３）・・・・

2　本件業務の具体的内容については別途個別契約書により定めるものとする。

３　なお、本契約書と個別契約書の内容に齟齬があるときは、本契約書を優先するものとする。

第4条

甲は乙に対し、本件業務の対価として、次のとおり支払うものとする。

（１）業務委託基本報酬料金　　○○円

（２）成功報酬料金　　売上額の〇パーセント

2　報酬料金支払は甲が乙名義の○○銀行口座に振込む形で行う。支払時期は毎月末日〆の翌月○日払いとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第5条

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た個人情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

2　前項に定める義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第6条

甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

（１）本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反を是正しないとき

（２）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立て、その他公権力の処分を受けたとき

（３）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立てを受け、又はこれらの申立てを行ったとき、又は私的整理の開始があったとき

（４）法令違反、公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為、及びそれらの行為に至るおそれがあったとき

（５）信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき

第7条

甲または乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を求めることができる。

第8条

乙の本件業務の履行に関連し、本商品の欠陥、瑕疵等により甲の顧客及び第三者の生命、身体、財産等に損害を与えたときは、甲は、乙には一切迷惑損害をかけず、当該損害について自己の責任と負担において処理解決に臨むことを約した。

第9条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第10条

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和○○年○月○日

甲　本店所在地

　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　印

乙　本店所在地

　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　印